

## 中分類23—衣服及び身廻品（繊維及び類似品）製造業

## 總 説

この中分類は、裁縫業として知られているように、購入した織物又はメリヤス地及びフエルト地を裁断し、縫つて衣服やその類似品を製造する事業所をいう。織物材料は種類を問わない。又、皮革でもゴム引布でも毛皮でもよい。個人の注文によつて衣服あるいは衣裳用品をつくる顧客制の洋服屋や裁縫師は、材料店持によるものは大分類G中分類43に、材料顧客持のもの及び裏返しその他の修理をするものは大分類K中分類81に分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

## 231 男子青少年用衣服外衣及び外套製造業

## 2311 男子青少年用衣服外衣及び外套製造業

主として男子青少年用衣服外衣、外套、制服（警官、消防士、國有鉄道）等及びそのファインディングを行う事業所をいう。洋服のファインディングには外衣の胸当、裏地、腰バンド、肩当付け及びボタン穴カガリ等が含まれる。大人の作業衣や運動着の製造に從事するものは小分類232に、毛皮製品の製造は小分類237に、皮革製品の製造は小分類238に分類される。

○洋服製造業（材料顧客持の洋服裁縫業でないもの）；既製洋服仕立業（婦人、子供服でないもの）；制服製造業（婦人、子供服でないもの）；外套製造業（皮革、毛皮製外套の製造、婦人、子供用のもの及び雨外套を除く）；洋服ファインディング業（婦人、子供用のものを除く）

## 232 男子青少年用衣服附属品、作業衣及び関連製品製造業（和式を除く）

## 2321 男子青少年用衣服附属品、作業衣及び関連製品製造業（和式を除く）

主として男子青少年用シャツ、カラー、寝衣、下着、ネクタイ、スカーフ、マフラー、帽子、ズボン、上脇り、作業ズボン、作業衣、油布製作業衣、防水衣、雨外套、ジャケット、フランネルシャツ、スキー服、狩獵服、乗馬服、他に分類されない作業用、運動用衣服、ゲートル、サルマタ等を他から購入した織物又はメリヤス地で製造するもの、及び他から購入した材料で帽子の部分品（眉庇、汗トリ等）を製造する事業所をいう。主として上記の製品を製造するメリヤス編立業は小分類225に、婦人帽子、布製帽子以外の帽子製造は小分類228に、毛皮製衣服の製造業は小分類237に、皮革製衣服の製造業は小分類238に分類される。

○男子青少年用シャツ製造業（メリヤス編立業を除く）；カラー製造業；腰巻製造

### 中分類23—衣服及び身廻品（纖維及び類似品）製造業

業（婦人物、和式、メリヤス編立業によるものを除く）；下着製造業（婦人物、和式、メリヤス編立業によるものを除く）；ネクタイ製造業；スカーフ製造業（婦人物を除く）；マフラー製造業（婦人物を除く）；帽子製造業（布製で婦人物を除く）；ズボン製造業（婦人物を除く）；上張り製造業（婦人物及び皮製を除く）；作業ズボン製造業（婦人物を除く）；作業衣製造業（婦人物を除く）；油布製作業；衣製造業（婦人物を除く）；防水衣製造業（婦人物を除く）；雨外套製造業（婦人物を除く）；ジャケット製造業；（メリヤス編立業によるもの及び婦人物を除く）；ブランネルシャツ製造業（婦人物を除く）；スキー服製造業（婦人物を除く）；登山服製造業（婦人物を除く）；狩獵服製造業（革製を除く）；乗馬服製造業（革製を除く）；ゲートル製造業（革製を除く）；猿又製造業；パンツ製造業（婦人物を除く）

233 婦人、少女用外衣製造業（和式を除く）

2331 婦人、少女用外衣製造業（和式を除く）

主として購入した織物、メリヤス地から婦人、少女用外衣の製造を行う事業所をいう。

主な製品は次のとおりである。ブラウス、胴着、ドレス、家庭用のエプロン、上張り家庭着、勝手着等及びスーツ、スカート、毛皮以外の外套、首巻、スカーフ；その他の婦人用外衣、たとえば海浜衣、水着、ズボン、乗馬服、スキー服等である。

主として上記のものを製造するメリヤス編立業は小分類225に、皮革製のものの製造業は小分類238に分類される。

○婦人服製造業（顧客材料持のものを除く）；子供服製造業（顧客材料持のもの及び小兒用外衣を除く）；ドレス製造業（顧客材料持のものを除く）；既製婦人子供服製造業；割烹着製造業；婦人外套製造業（毛皮及び皮革製を除く）；婦人用上張り製造業；首巻製造業（男子用及び毛皮製を除く）；スカーフ製造業（男子用を除く）；婦人用ズボン製造業；婦人用乗馬服製造業（皮革製を除く）；婦人用スキー服製造業；婦人用作業服製造業；雨外套製造業（男子用を除く）；防水衣製造業（男子用を除く）；海水着製造業（男子用及びメリヤス編立業によるものを除く）

婦人、小兒用下着製造業（和式を除く）

2341 婦人、小兒用下着製造業（和式を除く）

主として購入した織物又はメリヤス地から婦人小兒用下着、巻き類の製造を行う事業所をいう。コルセット、その附属品、プラジャー、巻帯、その他の下着類が含まれる。主としてメリヤス編立業によつてメリヤス製の下着、巻き類を製造するものは小分類225に分類される。

中分類23—衣服及び身廻品(繊維及び類似品)製造業

○婦人小兒用下着製造業(メリヤス編立業によるもの及び和式を除く); 婦人用綿卷製造業(和式を除く); ブラジャー製造業(メリヤス編立業によるものを除く); コルセット, コルセット附属品製造業; 卷帶製造業(和式を除く)

235 婦人用帽子製造業

2351 婦人用帽子製造業

主としてフェルト又は表裏の帽体及びその他の購入した材料で婦人, 小兒用の帽子製造に從事する事業所をいう。主としてファーフェルト, ウールフェルトの帽体の製造を行うものは小分類228に, 打紐や縁飾りを製造するものは239に分類される。

○婦人帽子製造業(毛及び毛の帽体製造業以外のもの); 幼兒用帽子製造業(メリヤス編立業によるものを除く)

236 小兒, 幼兒用外衣製造業(和式を除く)

2361 小兒, 幼兒用外毛製造業(和式を除く)

主として小兒, 幼兒用のドレス, 外套, 防寒着その他家庭用スラック, 水着, 運動服, パスロープ, 帽子等すべての外衣を購入した織物やメリヤス地から製造する事業所をいう。主としてメリヤス編立業によるメリヤス製の小兒, 幼兒用の外着を製造するものは小分類225に分類される。

○小兒用外衣製造業(顧客材料持のもの及びメリヤス編立業並びに和式を除く); 幼兒用外衣製造業(顧客材料持のもの及びメリヤス編立業並びに和式を除く); 小兒, 幼兒用外套製造業(毛皮を除く); 小兒, 幼兒用防寒着製造業(メリヤス編立業によるもの及び毛皮を除く); 小兒, 幼兒用ポンポン製造業(メリヤス編立業を除く); 小兒, 幼兒用海水着製造業(メリヤス編立業を除く)

237 毛皮製品製造業

2371 毛皮製品製造業

主として毛皮の外套やその他の衣服附属品の製造に從事する事業所をいう。

主として毛皮裏地の衣服の製造に從事する事業所は小分類238に分類される。

○毛皮製品製造業; 毛皮衣服製造業(毛皮裏地の衣服を除く); フアーコート製造業; 毛皮首巻製造業

238 その他の衣服及び身廻品製造業(和式を含む)

2381 その他の衣服及び身廻品製造業(和式を含む)

主として他に分類されない衣服及び身廻品の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は購入した織物, メリヤス地, 時には皮革等も交えて造つた各種手袋, ズボン吊, 腕バンド, ガーター, ガウン, 皮革製の衣服, 各種衣服用ベルト, ハンカチ, 足袋, 他に分類されない日本の着物, 靴履及びその附属品並びに

### 中分類23—衣服及び身廻品(繊維及び類似品)製造業

和装用品である。但しメリヤス製の手袋を製造するものは小分類225に、コルセット類は小分類234に、油布製の衣服は小分類232及び233に分類され、毛皮製品は小分類237に分類される。又皮革製品の製造を主とするものは中分類31に分類される。

○手袋製造業(編手袋でないもの); 織い手袋製造業(皮革手袋を除く); サスペンダー製造業; ズボン吊製造業; ガーター製造業; 靴下止製造業; 腕バンド製造業; ガウン製造業; 皮製衣服製造業; 足袋製造業; ハンカチ製造業; 和服製造業; 草履、草履附属品製造業。

綿卷製造業(和式のもの); 和装用品製造業; 帯止製造業; 帯あげ製造業; 羽織紐製造業; 半えり製造業; 花緒製造業; つまかわ製造業; 布靴製造業; スリッパ製造業(皮を除く)

#### 239 その他の繊維製品製造業

##### 2391 その他の繊維製品製造業

主として購入した織物から他に分類されない繊維製品の製造に從事する事業所をいう。主な製品はカーテン、掛布、シーツ、枕、風呂敷、ナップキン、テーブル掛け、布團、毛布、洗濯物入、雑布、ハタキ等の家庭用品、縫箔、刺繡、ズツク袋、天幕、帆、カンバスカバー、自動車座席カバー、幟、旗等である。主としてヒダを取つたり、節縫をすることを主たる事業とする事業所、婦人帽の飾り付け、美術的な刺繡を行う事業所は本分類に含まれる。

○カーテン製造業; 掛布製造業; シーツ製造業; 風呂敷製造業; ナップキン製造業; テーブル掛け製造業; 布團製造業; 夜具製造業; 毛布製造業(購入した織物で製造するもの); 枕、枕カバー製造業; 洗濯物入製造業; 雜布製造業; ハタキ製造業; 縫箔製造業; 刺繡品製造業; ズツク袋製造業; 天幕製造業; 帆製造業; カンバスカバー製造業; 座席カバー製造業; 幟製造業; 旗製造業; 引幕製造業; ドロンウオーク製造業; 蚊帳(仕立及び帆)製造業; 厚司(前垂)製造業